

1 配付資料で説明する 情報安全ワンポイント指導事例

この章では、情報社会で安全に生活するために知っておくべきルールやマナーについて 12 の事例を示しました。子どもたちを情報社会の危険から守るためには、事例の内容をよく理解させることが大切です。さらに、その背景にある考え方・ルールやマナーについて継続的に指導していくことが大切です。情報機器を悪用した犯罪が起きているますが、情報機器やメディアの特質、それらの考え方を理解していれば、犯罪に巻き込まれる危険性が少なくなります。

「1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例」は、両開き 2 ページで 1 事例の構成です。左ページは児童生徒用「配付資料」、右ページは「教師用資料」です。配付資料には、イラストと会話形式を用いて学習内容をイメージしやすいようにしてあります。「教師用資料」には、それぞれの事例についての＜背景＞、＜事件事故の例＞、＜指導上の留意点＞、＜解説例＞が示されています。

活用の仕方

この資料を使えば、短時間で、すぐに取り組めます。

総合的な学習の時間・教科指導などで、

情報モラルの指導場面が出てきたときに、配付資料を使ってトピックとして活用してください。

その際、教師用資料も参考にして、児童生徒に説明してください。



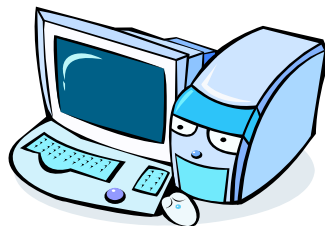
朝の会・帰りの会での活用は、
児童生徒に配付資料を印刷
配付し、先生が読んでください。

本冊子に掲載してある配付資料は、栃木県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。学校の実情に合わせて加工してお使いください。

人が作ったものを勝手に使うことは？



この前買ったゲームのソフト貸してくれる？
僕のパソコンにインストールして使いたいんだ。

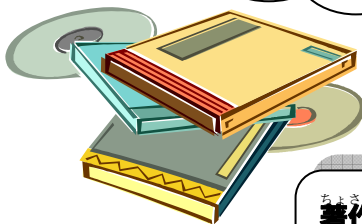


いいよ、明日もってくるからね。



そんなことしたら大変だよ。
他人のソフトを勝手に自分のパソコンにインストールすると法律違反になるのだよ。

簡単にコピーできるんだけどな？



苦労してソフトを作成した人の気持ちを考えてあげることが大切なんだよ。コピーされたらどう思うだろう？



著作権法

他人の著作物（作文、絵、写真、映画、コンピュータのプログラムなど）を無断で使用すると著作権法違反になります。

処罰 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

ポイント

友だちが買ったソフトを借りて勝手にコピーするのは、「著作権法」で禁じられています。このようなことをしたら、ソフトを製作した人たちや販売会社が困ってしまいます。ソフトを作るには、たくさんの時間とお金がかかっていることを理解しましょう。

＜背 景＞

ネットワークが発達し、ネットワーク上でデジタル情報を送受信する活動が増えています。デジタル情報は、劣化することなく完全なコピーを作成することができます。また、携帯電話の多機能化により、携帯電話からも情報の受発信ができるようになっていきます。このような状況の中で、著作権法違反の事件事故が身近なところで起きています。

＜事件事故の例＞

例1 インターネットショッピング

自らが運営するホームページを通じて、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

例2 インターネットオークション

携帯電話からアクセスするオークションサイトを悪用し、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

＜指導上の留意点＞

著作権に対する基本的な考えは、他人が創作したものを使用时は、必ず許諾を得るということです。このことについて、次のことを児童生徒によく理解させることが大切です。

1. 他人が創作したものは勝手に使うことができない。
2. どうしても使用したい場合には、制作者の許諾をとる必要がある。

また、教育現場では著作権法第35条(P.48 参照)を拡大解釈しないことが大切です。最もよくないのは許諾を得ずに無断で使用するということです。

家庭での著作物使用と、学校での著作物使用については根本的に異なります。私的使用と公的使用の区別をすることを、児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3年以下の懲役または300万円以下（法人は、1億円以下）の罰金と定められており、規則を守らないと重い罰則が科せられることを理解させましょう。

＜解説例＞

Aさんは夏休みの図画の課題で、漫画やアニメのキャラクターをポスターの中に描き、ポスターコンクールに出品してしまいました。これはやっていけないことです。

漫画やアニメのキャラクターなどは、個人で楽しむためにそれを写したりまねて書いたりすることは許されます。しかし、著作者（作品を作った人）の許しもなく、コンクールなどのたくさんの人の目に触れる場に勝手に出すことは、著作権の侵害に当たり、法律でも罰せられます。どうしても自分の作品の中に登場させたいというときは、著作者に許可をもらいましょう。



友だちの写真、勝手に使っていいの？

携帯電話を買ってもらったんだ。

今度の携帯電話は、カメラが付いていてとてもきれいに撮れるんだ。



みんなの写真をこっそり撮ろう。そして、ブログでみんなに紹介してやろう。

ブログ見たよ。
ぼくの写真、勝手に公開しては困るよ。



困るな。人の写真無断で撮って、ブログにのせるなんて。



どうしてみんな怒っているんだろう？
別に悪いことしてないのになあ。



家の人も驚いているし。すぐ削除してもらわないと。



肖像権のこと知らないのかな？



肖像権とは？

- ① 人がみだりに自分の肖像を写真に写されたり、描かれたりしない権利（無断撮影の禁止）
- ② 写されたり、描かれたりした自分の肖像を勝手に公表されない権利（無断公表の禁止）

ポイント

無断で写真を撮られたり、公開されたりすることは、だれでもいやなことであり、マナー違反です。肖像権という権利や考え方があることを理解しましょう。

＜背 景＞

デジタルカメラや携帯電話のカメラ機能の発達により、だれでも手軽に写真を撮影することができるようになりました。また、インターネット上のブログやWebページに写真を公開することが簡単にできるようになってきました。こうした中、他人の写真を無断で掲載してトラブルとなる事例が増えてきています。

＜事件事故の例＞

例 出会い系サイト

出会い系サイトに顔写真を無断で載せられた女性が、写真家、出会い系サイトを経営する会社及び会社の社長を訴えたケースでは、120万円の損害賠償（慰謝料100万円、弁護士費用20万円）が認められた。

＜指導上の留意点＞

「肖像権」の正しい認識は、「相手の立場になって考える」ことから始まります。

1. 他の人の写真や動画を勝手に使わないこと。
2. どうしても使いたい場合は、本人の承諾をもらうこと。
3. 自分が撮影の対象になった場合を想定すること。
 - どのような写真は撮影されたくないか。
 - どのように利用されたいやな気持ちになるか。
 - 自分が見られたくない写真や動画を、勝手に公開されたらどう思うか。

「肖像権」というのは、人に勝手に自分の写真を撮影されることを拒否する権利であり、その写真を勝手に公開されることを拒絶する権利です。

＜解説例＞

あなたが、コンサートで出演者の写真を無断で撮ったとします。この写真を、無断でインターネット上に公開したらどうでしょう。このことを、相手の立場で考えてみましょう。

あなたの写真が突然、無断でどこかに使われたら不快感や憤りを覚えると思います。これと同じように、出演者も同じ精神的苦痛を感じるでしょう。

また、あなたはあなたのお金を他人に無断で使われることは許さないはずです。出演者も同様に、自分たちの財産である肖像・写真を他人に無断で使わせないのは当然のことです。

このように、「肖像権」を大切にすることは、基本的人権を尊重することです。



住所や電話番号を知られてしまうと？

アンケートに答えると必ず商品がもらえるのか。
すぐに応募してみよう。

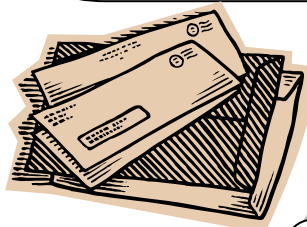
アンケートに答え、入力するのは、名前、住所、電話番号。これを入れて、送信。
商品が届くのが楽しみだな！

キャラクター
プレゼントコーナー
アンケートに答えてね。



何日かして

最近、広告の手紙がたくさん届くようになったのよ。
どうしてかしら？



知らない人から電話がかかってくるようになった。どうしてかしら？



個人情報保護法

個人情報保護法とは、個人情報が知らないうちに使われたり、大量の情報が外にもれたりしないように、個人情報を会社がきちんと取り扱うべきことを、ルールとして国が決めた法律です。

ポイント

インターネットのWebページの中には、人をだまして、住所や電話番号、名前などの個人情報を集めるものがあります。個人情報が知られると、広告の手紙がたくさん届いたり、知らない人からの勧誘の電話がかかってきたりすることがあります。自分の名前、住所、電話番号、メールアドレスなどは、かるがるしく他人に教えないことが大切です。

＜背 景＞

インターネットのWebページには、子どもの興味・関心を引くための懸賞付きアンケートページが増えています。子どもたちのインターネット利用状況を見ると、家庭での利用時間が増えています。5割以上の子どもが、1週間当たり1時間以上利用するという調査結果もあります。

＜事件事故の例＞

例 携帯電話紛失

女子生徒が、同級生の携帯電話番号が数多く登録されている携帯電話を、通学途中の電車で紛失した。携帯電話を取得したと思われる人物から、紛失した携帯電話に登録してあった複数の同級生の携帯電話に、頻繁に卑猥な電話がかかってくるようになった。

＜指導上の留意点＞

個人情報である自宅の電話番号や住所、家族構成などが知られると、次のような被害が増えることを理解させます。

1. セールスの電話やダイレクトメールが多くなる。
2. 「振り込め詐欺」や「誘拐」などの犯罪に巻き込まれることがある。

対策としては、次のことに注意させます。

1. インターネットは家族が見ている場所で利用する。
2. 自分や家族のことについてWeb上に書くときは、書き込む内容を家の人に相談し、許可が出てから書き込み、送信を行う。

小学生のインターネット利用に関する動向調査から、インターネットでゲームや趣味・娯楽のサイト検索がよく行われていることが分かります。こうしたWebページには、子どもの興味・関心を引くために、占いや懸賞のページが巧みに配置されています。うっかり個人情報を漏らさないように学級懇談会などを利用して、家庭と連携して指導していく必要があります。

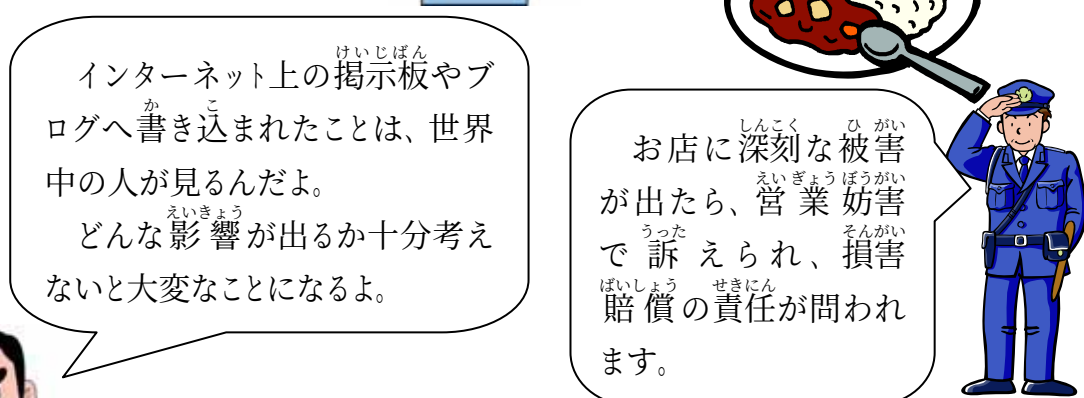
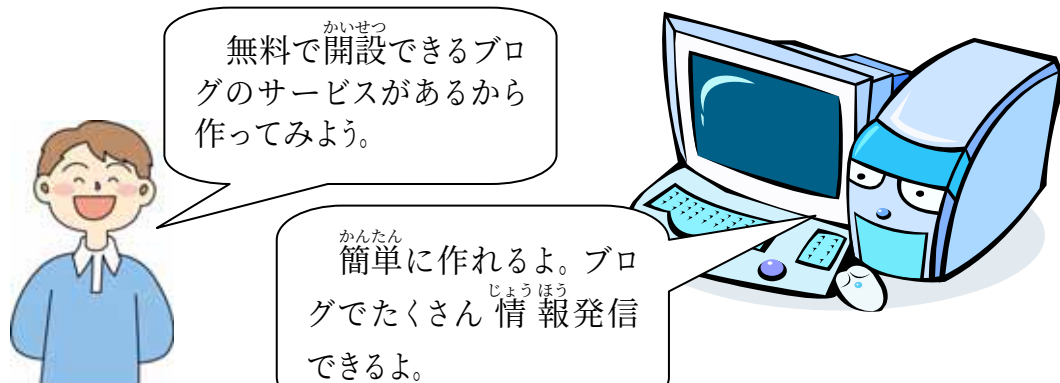
＜解説例＞

インターネット上のブログや掲示板に書き込みをするときは、十分注意してください。自己紹介で、名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報を出すのは大変危険です。これらの情報が知られると、知らない人から電話がかかってきたり、わいせつなメールや出会い系のメールがたくさん届くようになってしまいます。

また、友だちの携帯電話番号やメールアドレスを、他の人に軽々しく教えてはいけません。同じようなことが起こります。ブログや掲示板は、よい人ばかりが見ているとは限りません。中には、個人情報を手に入れるために見ている人がいるかもしれません。個人情報は慎重に扱しましょう。



ネットでの悪口が罪になる？



たとえいたずらでも、誹謗中傷、犯行予告の書き込みは厳正に処分されます。刑法では、主に「名誉毀損罪」「脅迫罪」「威力業務妨害罪」などの罪に問われることがあります。

ポイント

ネット上の掲示板やチャットなどで自分の考えを伝える場合は、文字による情報だけになってしまいます。自分は冗談でからかっているつもりでも、相手はとても傷ついているかもしれません。

会って会話をしている、ケンカになることがあるのです。書き込みをするときは、送信する前に、相手やそれを見た人がどう感じるか、何度も読み返して確認するようにしましょう。

＜背 景＞

掲示板、ブログやチャットのほとんどは、ハンドルネーム(仮名)などの匿名でメッセージを投稿することができます。このことは、自分の立場や肩書きに関係なく、自由な意見を表明できたり、情報発信への心理的な敷居を低くしたりするメリットにつながります。一方で、無責任な発言や有害情報を発信したり、別人になりすましたりするといった問題を引き起こすデメリットがあります。

＜事件事故の例＞

例1 殺害予告 脅迫

中学2年男子が、実名入りで「一週間後に〇〇町の小学生を3人殺します。」と書き込んで、補導され、翌週に書類送検された。

例2 危害予告 威力業務妨害

高校1年男子が、携帯電話から「次は〇〇市の児童を狙う。」と小学校を名指しし、さらに「狙います。」などの書き込みをし、逮捕された。

＜指導上の留意点＞

匿名による気軽な投稿が、ときに犯罪にもつながってしまうことを十分に理解させます。被害を受けた場合の対応法や、自らが加害者にならないための心構えをしっかりと指導することが大切です。

1. 被害を受けた場合は、名誉毀損やプライバシー侵害として裁判所に訴えることができること。
2. いたずらの犯罪予告なども、犯罪として罪に問われる可能性があること。
3. 匿名でも、法的手段によって発信者を特定できること。

＜解説例＞

小学校6年生のA君は、子ども向けのチャットサイトをよく利用し、小学生の仲間とチャットを楽しんでいました。ある時ちょっとした言い争いからチャット上で仲間とケンカになってしまいました。何日かたつと、そのチャットや他の掲示板に、自分のハンドルネームを勝手に使われて、あたかも自分が書いたかのように悪口を書き込まれてしまい、A君が悪者にされてしまいました。どうしてケンカになってしまったのか考えましょう。ケンカにならないようにするには、どうしたらよいか考えましょう。

また、A君は、この後どうしたらよいでしょう？

1. まず、両親や先生に相談しましょう。
2. チャットの利用を一時やめて、一切相手にしないようにしましょう。
3. チャットの記録が履歴などで残っていれば、日時と合わせて保存し、管理者に事情と記録を連絡しましょう。

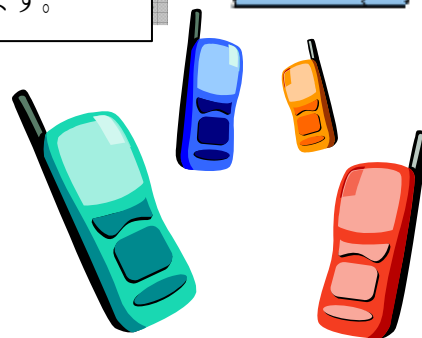


その言葉、友だちを傷つけていませんか？



こんな書き込みしていない？

- 人の悪口
- ありもしないうわさ話
- 他人の人権を踏みにじる言葉
- 他人のプライバシーに関すること



刑法230条（名誉毀損）

3年以下の懲役もしくは禁固、又は50万円以下の罰金

ポイント

インターネット上で悪口を書き込むことは、ひきょうなことです。絶対にやってはいけません。場合によっては罪に問われることになります。

もし、自分の悪口を見つけた場合は、その書き込みを削除させることができます。先生や親にすぐに相談しましょう。また、念のために書き込みのあるページを保存しておきましょう。

＜背 景＞

インターネットや携帯電話が普及し、だれでも気軽にネットワークでのコミュニケーションを取ることができるようになりました。その反面、掲示板への不当な書き込みの事件やメールを使った嫌がらせなどの事件も後を絶ちません。

＜事件事故の例＞

例1 いじめで傷害罪

中学1年の男子生徒が、入学直後から約5か月間、携帯メールで中傷されるなど陰湿ないじめに遭い、抑うつ状態になったとして、両親からの被害届を受けた警察署が傷害容疑で捜査を始めた。

例2 なりすまし、誹謗中傷

男子高校生が、掲示板を使って、同学年の女子生徒の実名を使って本人になりすまし、卑猥な書き込みをしたり、またイニシャルを使って人物を特定できる内容で、女子生徒の性格を中傷する書き込みをしたりしたとして、名誉棄損の容疑で逮捕された。

＜指導上の留意点＞

インターネット上で扱われる情報の特性として、次のことをよく理解させましょう。

1. 一度ネットワーク上に流れた情報は、だれかにコピーされると回収することができない。
2. いたずらでやったことが、相手に重大な損害を与えてしまう場合がある。

また、メールや掲示板を利用時のマナーや相手の気持ちに配慮したコミュニケーションの在り方について、日頃から継続的に指導していくことが大切です。

書き込みに関する相談は、下記に連絡しましょう。

栃木県警察本部県民相談室（24 時間対応）

相談専用電話 028-627-9110

＜解説例＞

自分が周りの人から言われると嫌な気分になる言葉ってあるよね。どんなこと言われると嫌になる？

例えば、自分や家族の悪口なんてどう？

自分のプライバシーに関すること、冷やかしからい、
.....

他にどんなことがある？

直接言われなくても、掲示板に書き込まれていろんな人に見られてしまったり、メールで友だちの間に広まってしまったりしたらどうだろう？

直接言われるよりショックが大きいよね。

自分がされて嫌なことは他人にはしないようにしようね。
名誉毀損で訴えられることもあるんだよ。



ID・パスワードを人に知られると？

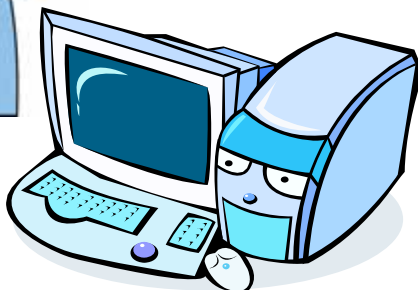
メールが届いているから
見るね。私のパスワードは、
mai0615 だから、・・・。

まいちゃんのパスワ
ードは、mai0615 なん
だ。

名前と誕生日で
パスワードをつくったん
だね。



友だちだけど、パスワード
知られていいのかな？



僕は、ゲームで使う
パスワードはだれにも
教えないんだ。知られ
たら、勝手に使われち
やうから。



ID・パスワードを他人に知られないために

- ・ 人には教えない。
- ・ 人の目にふれるものには書いておかない。
- ・ 不特定多数の人が使うコンピュータでは、なるべく ID・パスワ
ードを使わない。
- ・ ID・パスワードを盗み取る Web ページに気を付ける。

ポイント

自分のパスワードを他人に知られると、それを使ってインターネット
やメールを勝手に使われてしまいます。他人のパスワードを使って、そ
の人になりすますと、不正アクセスという犯罪になります。

ID やパスワードの管理には、十分気を付けましょう。

＜背景＞

近年、公共施設ではインターネットに繋がる共用パソコンを設置しているところが増えています。また、自宅でオンラインゲームやメールでのやり取りを行うケースも増えてきています。こうした中、IDやパスワードを盗み取られ、事件事故の被害者になる事例が増えています。

＜事件事故の例＞

例1 フィッシング行為で14歳少年を書類送検

14歳の少年が、インターネットゲームサイトの会員に対して虚偽のメールを送り、同サイトのフィッシングサイトにアクセスさせ、ID・パスワードなどを不正入手した。さらに、入手したID・パスワードを使い、ゲームサイトにおいて不正アクセス行為を繰り返した。

例2 元インターネットカフェ従業員を不正アクセス行為で逮捕

被疑者は、インターネットカフェ従業員の立場を利用し、店内のパソコンに「キーロガー」を仕掛け、他人のID・パスワードを不正に取得した上、それを利用して、オークションサイトで数十回不正アクセス行為を繰り返した。



＜指導上の留意点＞

パスワードの扱いについて

1. 他人のIDやパスワードは知り得たとしても使わない。
2. 自分のIDやパスワードは他人に教えない。
3. パスワードは定期的に変更する。

授業でパソコンを使用する際には、パソコンにログインする場面で、IDとパスワードについて継続的に啓発することが大切です。また、情報社会では、IDやパスワードが必要であり、その大切さを理解させていくことが大切です。また、IDやパスワードを他人に知られると事件事故に巻き込まれる危険性を理解させましょう。

＜解説例＞

私たちの生活の場で、パスワードはたくさん使われています。例えば、

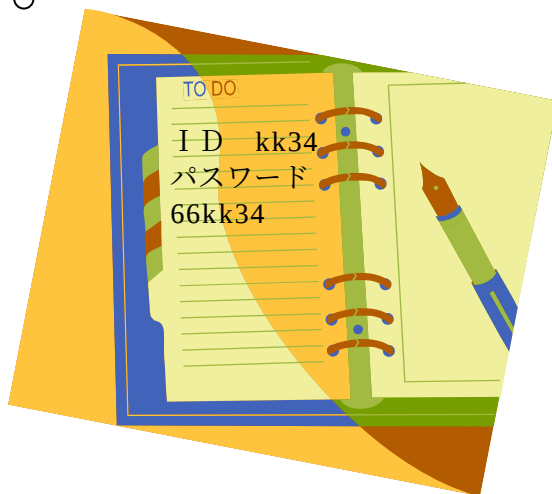
- ・銀行や郵便局のキャッシュカード
- ・クレジットカード
- ・テレビゲームのプレイヤー認証
- ・電子メール受信時のユーザ認証

など、容易に使用場面を思い浮かべることができます。

もし、他人に自分のパスワードが知られ、悪用されたら大変なことになります。また、他人のパスワードを勝手に使うと、「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」で罰せられます。



他人になりすますと？



これはだれかのIDとパスワードだ。これで、アクセスしてみよう。
メールが見られるかな？

ログインできるぞ。メールも見たし。いたずらメールも、はい送信。

何日かして



ぼくの名前でいたずらメールが友だちのところにたくさん届いているらしい。
だれが無断でいたずらメールを出しているのかな？

すぐにパソコン室の利用記録と、ログを見て、いたずらメールを出した人を調べなければならないな。

これは不正アクセスという行為で、罰せられるんだよ。



不正アクセス行為の禁止などに関する法律

この法律では、次のことが禁じられています。

- ・他人のユーザIDやパスワードを使ってコンピュータを不正に使用する行為
- ・セキュリティ上の弱点を攻撃してコンピュータを不正利用する行為
- ・保存されているデータやプログラムを改ざんする行為
- ・コンピュータを利用不能な状態に追い込んだりする行為

ポイント

他人のパスワードを使ったり、パスワードを入力したりしたままで放置されたパソコンを勝手に使用することを、不正アクセスといい、法律で禁止されています。

IDやパスワードが知られると、他人があなたになりすまして犯罪を起こすかもしれません。IDやパスワードは、他人に知られないように管理しましょう。

＜背 景＞

インターネットの普及とともに、不正アクセスが増加しています。これにともない、平成 11 年に不正アクセス禁止法が成立しました。不正アクセスとは、他人の I D・パスワードなどを悪用して、不正にネットワークに進入し、ファイルを盗み見たり、削除・改変したりすることです。

＜事件事故の例＞

例 1 不正アクセス禁止法違反

生徒は、友人宅で、別の友人の I Dとパスワードをパソコンに入力し、ゲーム配信会社に、不正に 1 回アクセスした疑い。I Dとパスワードは、別の機会に友人が独り言で言ったものを近くで聞いて知ったらしい。

例 2 不正アクセス禁止法違反

警察は、他人の W e b ページに不正にアクセスし、改ざんしたとして、中学 1 年の女子生徒を補導し、児童相談所に通告した。女子生徒は「警察が来るとは思わなかった。ごめんなさい。」と反省した様子だという。

＜指導上の留意点＞

ネットワークを使って、他人のコンピュータに侵入しただけで、住居侵入などと同じように犯罪になること、また、不正アクセスを助ける行為も同様の犯罪行為であることを、しっかり理解させましょう。

不正アクセスを防止するためには、次のことが有効です。

1. ユーザ I Dとパスワードをきちんと管理する。
2. コンピュータのセキュリティホールの修正プログラム(セキュリティパッチなど)を常に適用する。
3. 自宅のコンピュータなどで、インターネットが常時接続になっていても、使用していないときは電源を切っておく。
4. ゲームセンター、ゲーム喫茶、他人所有のパソコンなどで、I Dやパスワードを入力する W e b ページにはアクセスしない。

＜解説例＞

ネットゲーム上の不正アクセスでは、苦労して手に入れたはずのアイテムがなくなっていたり、前回遊び終えたときと状態が異なっていたりするなどの例が報告されています。

こんな時は、次のように対処しましょう。

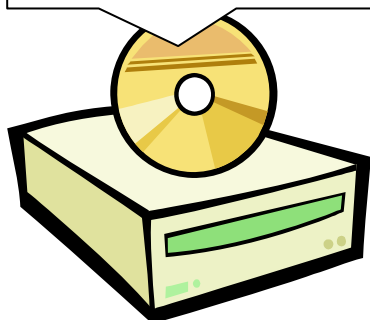
1. システム上の問題という可能性もあるので、ゲームの運営会社に状況報告をし、原因特定のための情報を得ましょう。
2. パスワードを変更しましょう。不正利用者に変更されてしまいログインできない場合は、運営会社に連絡し処置してもらいます。
3. 新たにパスワードを設定するときには、アカウントと同じであったり、家族の名前、誕生日であったりといった、他の人に見破られやすいものはさけましょう。この機会にきちんとしたパスワード管理を身に付けましょう。



このようなことは法律で禁止されています！

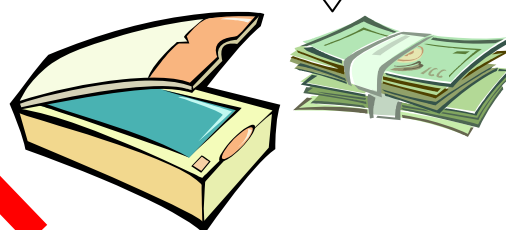
音楽CDやパソコンのソフトをコピーして友だちにあげたり売ったりすること！

→「著作権法違反」(5年以下の懲役 または 500 万円以下の罰金)



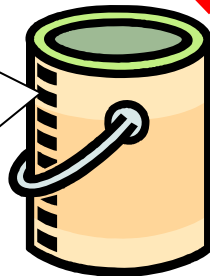
使用する目的で貨幣や紙幣を偽造すること！

→「通貨偽造の罪」(無期又は3年以上の懲役)



シンナーなどを売ること！

→「毒物及び劇物取締法違反」
1年以下の懲役 または 3 万円以下の罰金



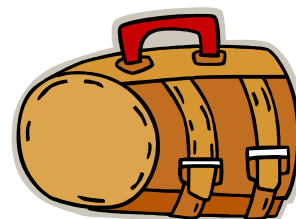
ブランド品やソフトなどのコピーを海外から持ち込むこと！→「関税法違反」
5年以下の懲役 または 500 万円以下の罰金



盗んだ品をもらったり、買ったり、運んだりすること！

→「盗品譲受などの罪(刑法256条)」

・無償で譲り受けた場合は懲役 3 年
・有償で譲り受けた場合は 10 年以下の懲役 または 50 万円以下の罰金



ポイント

インターネット上では、だれもが簡単に品物を売ったり買ったりすることができます。しかし、コンピュータソフトをコピーして販売することなどは、法律で禁止されています。また、違法な品物とは知らずに購入して、犯罪に巻き込まれてしまう危険性もあるので、ネット取引をする際は十分に気を付けましょう。

<背景>

インターネット上では、オークションなどの個人売買が手軽に行われるようになりました。中には違法な品物が売買されていたり、日本では売買が禁止されているものを販売していたりするサイトも存在しており、事件事故やトラブルが後を絶ちません。

<事件事故の例>

例 著作権法違反

男子高校生が、無断でコピーしたパソコン用ゲームソフトをインターネットのオークションで販売したとして、著作権法違反の疑いで書類送検された。調べでは、高校生はこれまでに約 300 回販売し、計約 130 万円の利益を得ていたという。

<指導上の留意点>

禁制品や著作権の侵害にあたるものなど、個人売買ができない品物について理解させるとともに、インターネット上の取引の危険性についても指導しておくことが大切です。

1. 違法な品物や違法性が疑われる品物に手を出すと、自分も犯罪者になる。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

情報機器が発達し、だれでも簡単に複製することができます。授業で著作物を扱うときには、著作権法 30 条の個人使用や第 35 条の教育活動の使用についてだけではなく、それ以外の不正な使用は法で罰せられることについても指導しておくことが大切です。

また、実際に起きた事件や事故を題材に、朝の会・帰りの会などで新聞記事のコピーを配付し、法律や罰則について話すことも効果があります。（教育活動における新聞記事のコピーは、著作権第 35 条により許諾をとらなくても可能です。）

<解説例>

コピーが認められる場合はどのような場合だったか覚えていますか？

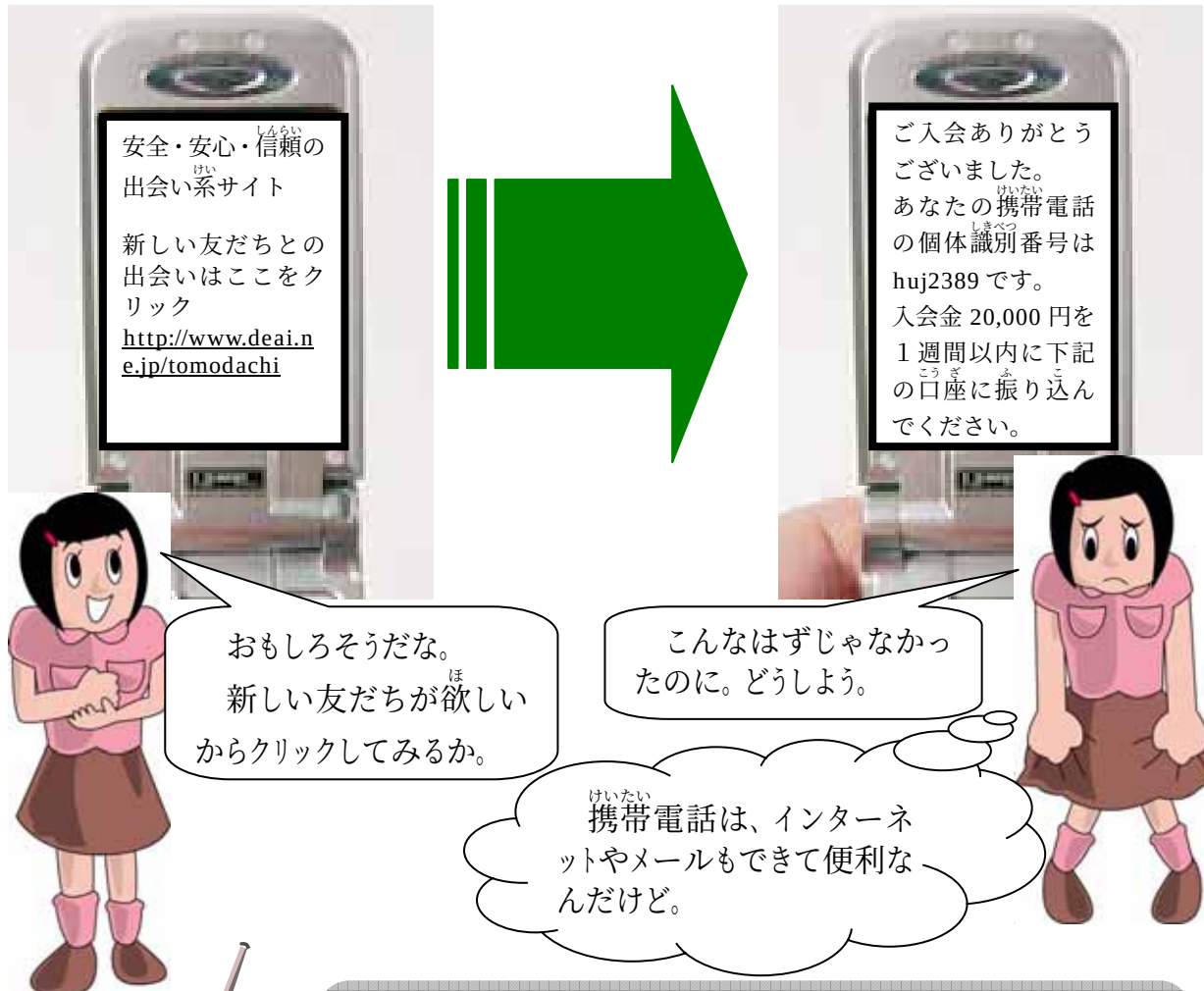
そうですね、個人使用のためのコピーと、教育目的のためのコピーは、著作権法で認められているのでしたね。

でも、コピーした物を友だちにあげたり売ったりしたら、個人使用とはいえなくなり、法律で罰せられるのです。特に、インターネットの取引にはいろいろな人がかかわっており、事件や事故に巻き込まれる危険性が高いので注意が必要です。

どのようなものが法律で禁止されているのか、今から配る資料を見てきちんと理解しましょう。



不当請求は絶対無視！



ワンクリック詐欺・ワンクリック不当請求

このような、サイトを見て、何気なく画面をクリックしたとたんに登録画面が表示され、高額な請求をされる手口を「ワンクリック詐欺」「ワンクリック不当請求」といいます。このような契約のやり方は、法律で禁止されています。

ポイント

一般に、クリックする前に、利用料金や利用規約について説明がない場合は、登録料や料金を請求することができないことになっています。

このようなメールが届いたときは、無視するのが一番です。相手の連絡先が書いてあっても、自分から連絡してはいけません。

心配なときは、手遅れになる前に先生や親に相談しましょう。

＜背景＞

パソコンや携帯電話の電子メールを通して、出会い系サイトやアダルトサイトなど、架空あるいは一度だけアクセスしたサイトから、利用料金を請求される被害が急増しています。

＜事件事故の例＞

例1 携帯電話への不当請求

自分の携帯電話に勝手にメールが送られてきたため、何かと思って開いたとたんアダルトサイトに会員登録され、入会金を請求された。

例2 Webページ閲覧による詐欺

Webページを閲覧していたとき、年齢確認をクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください。」と表示された。あわてて解約の手続きをした時に個人情報を入力してしまい、料金請求のメールがくるようになった。

＜指導上の留意点＞

不当請求は、親や教師の目の届かないところで起こります。機会を見つけて、不当請求について指導していくことが必要です。指導のポイントとして、次の4つが考えられます。

1. 氏名、住所、電話番号などの個人情報を絶対に伝えない。
2. 利用規約がない場合は無視をする。
3. 利用規約がある場合は、よく読んで確認する。
4. 電子消費者契約法では、事業者は、消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があるので、このような確認措置がない場合、その申し込みは無効であることを主張することができる。

自動登録画面が出てくると、携帯電話の場合は個体識別番号、パソコンの場合はIPアドレスが表示されることがあります。このような、特定の情報が表示されると、自分の個人情報が相手に知られてしまっているのではないかと不安になりますが、これらから個人情報が漏れてしまうことはありません。

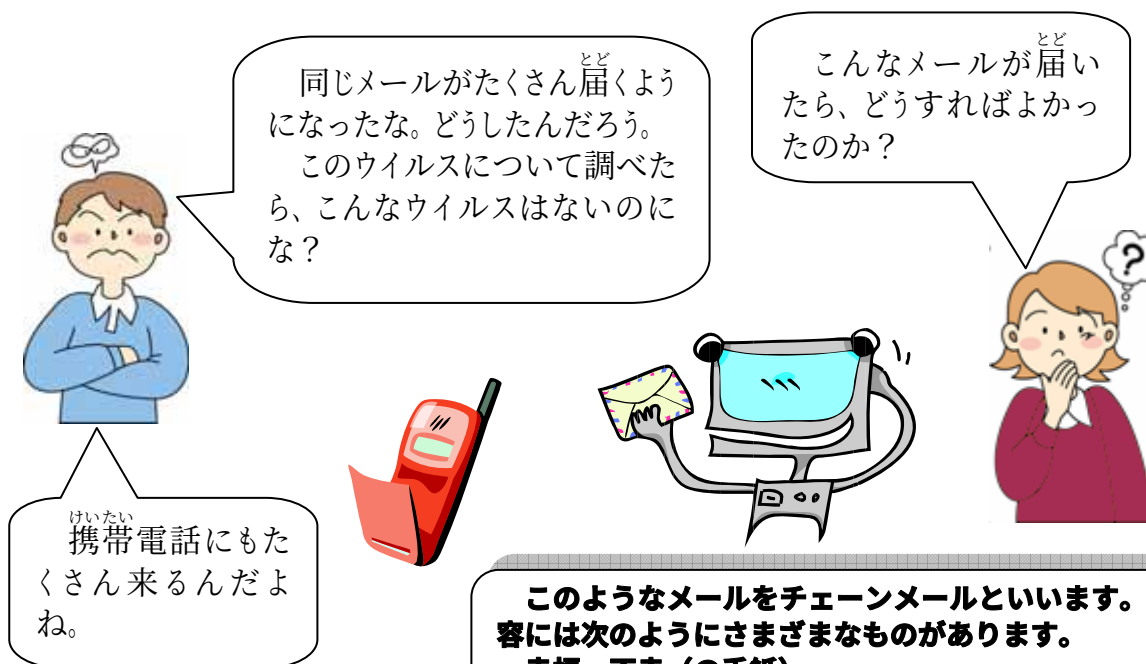
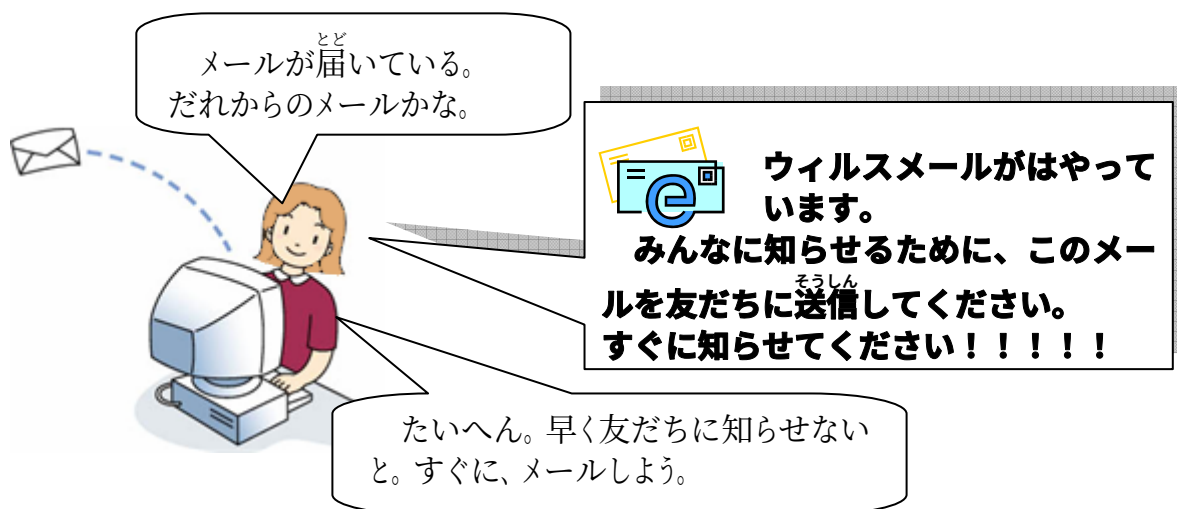
＜解説例＞

不当な料金請求は、出会い系サイトやアダルトサイト、チェーンメールなどによく見られます。一方的に送られてくる勧誘メールに、安易に返信したり名前、住所、電話番号などの個人情報を登録したりすると大変なことになります。

おもしろ半分や興味本位で、届いた勧誘・広告メールに記載されたURLをクリックしてはいけません。



チェーンメールは絶対無視！



このようなメールをチェーンメールといいます。内容には次のようにさまざまなものがあります。
幸福・不幸（の手紙）、
宣伝、募集、
誹謗中傷（嫌がらせ）など

ポイント

チェーンメールは転送させることを目的としているため、さまざまな脅迫の言葉によって、メールをあなたに転送させようとしします。しかし、「怖いから」と友だちに送ってしまったメールは、転送され続け、今度はあなたが迷惑で有害なメールを送信した加害者となってしまいます。絶対転送しないようにしましょう。

＜背 景＞

パソコンや携帯電話を使っている人の多くが、なんらかのトラブルを経験しています。その中で、特に多いのが、チェーンメールや勧誘メールなどの迷惑メールに関係するものです。これらのメールは、いたずら目的で送信されることが多く、人の善意や心の弱さを利用し、複数の人に転送するよう指示をして、ねずみ算式にメールの数が増えてしまうことがあります。迷惑メールは、受信者に迷惑をかけるだけでなく、ネットワークに多大な負荷を与えています。

＜事件事故の例＞

例 迷惑メールを送信した男を逮捕

発信元を隠して不特定多数に迷惑メールを送信し、宛先不明のため返信された大量のメールでプロバイダの業務を妨げたとし、偽計業務妨害の容疑で男を逮捕した。

＜指導上の留意点＞

携帯電話の普及により、メールは子どもたちの間でも大きなコミュニケーション手段の1つになっています。チェーンメールの指導に関するポイントについては、次の3つが考えられます。

1. どんなメールがチェーンメールかを理解させる。
2. チェーンメールはなぜ悪いかを理解させる。
3. チェーンメールの種類について理解させる。

受け取ったチェーンメールをだれかに転送してしまうことは問題の解決にはなりません。果てしなく続く、迷惑の連鎖の始まりです。送った友だちがさらに転送していけば、またいつか自分に倍以上になって戻ってくるかもしれないことを理解させましょう。

＜解説例＞

A子さんに、「このメールを止めると、今までの転送代を支払わなければなりません。現在の累計料金は206,265円です。」というメールが届きました。怖くなったA子さんは、コンピュータ会社に勤める父親に相談しました。すると、父親は、「他の人の料金を請求されることはないんだよ。」と教えてくれました。それでも心配なA子さんのために、父親は消費生活センターに電話をしてくれました。「メールの送受信を肩代わりすることはできません。デタラメなので安心してください。」という説明を聞き、安心してメールを削除しました。



出会い系犯罪に巻き込まれないために！

インターネット上にはいろいろなコミュニケーションツールが存在し、不特定多数の人との出会いが可能です。

カラオケに行きたいけど、だれか連れて行ってくれる人いないかな？

携帯の出会い系で誘おうか？カラオケに連れて行ってくれる人いませんか。



掲示板

チャット

メッセージ



カラオケぐらいおごってやるよ。
タバコもあるし、少しお酒もどうだい。

お小遣いが少ないなら、いいアルバイト紹介してあげるよ。



ほんの軽い気持ちでも、出会い系サイトの掲示板に書き込みをすると恐ろしいワナがまち受けている。お小遣いをくれるからというおいしい話は特に危険。会ってからでは取り返しがつかないよ。

ポイント

掲示板に、金銭等^{きんせんなど}を示して異性との交際^{いせいこうさい}を持ちかける書き込みをすると、それだけで罪^{つみ}になります。遊びでやるのもいけません。

アンケートやプレゼントのWebページには、出会い系に接続^{けいせつぞく}する罠^{わな}が仕掛け^{しかけ}あることがあるので注意しましょう。

＜背 景＞

インターネット上にはさまざまなコミュニケーションツールが存在し、特定、不特定を問わず、いろいろな人同士がコミュニケーションを図っています。中には出会いそのものを目的とするサイトも存在し、それを利用した児童買春や凶悪犯罪なども多発しています。そのような背景から、いわゆる出会い系サイト規制法が施行され、成人・児童にかかわらず、処罰されるようになりました。

＜事件事故の例＞

例1 わいせつ目的誘拐、強姦

インターネットのチャットで知り合った小学6年の女兒を自宅に連れ込み、乱暴したとして、大学生をわいせつ目的誘拐と強姦の疑いで逮捕した。

例2 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制などに関する法律）違反

インターネットの出会い系サイト掲示板に、女子児童を対象としたわいせつな交際を求める書き込みをした男性を逮捕した。

＜指導上の留意点＞

コミュニケーションツールの特性と、出会い系サイトの存在について理解させるとともに、出会い系サイト規制法についても指導しておくことが大切です。

1. 出会い系サイトにはアクセスしない。
2. インターネット上の掲示板などへの書き込みには十分注意する。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年9月13日施行）

→ 100万円以下の罰金

1. 児童との性交渉を持ちかけただけで違反
2. 金銭等を示して、児童との「異性交際」を持ちかけただけで違反
3. 不正な書き込みをした者は、成人・児童にかかわらず罰則の対象（ここでいう「児童」は、18歳未満の者）

＜解説例＞

掲示板などに書き込みするとき、金銭などを示して異性との交際を持ちかけると法律で罰せられます。これは大人・子どもにかかわらず罰則の対象になるので注意してください。

見ず知らずの人からメールが送られてきた場合、ほとんどがアダルトサイトや出会い系サイトにつながるようになっていきます。不用意にクリックして不当請求の被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることのないよう気を付けましょう。



違法ドラッグに注意！



【違法ドラッグであることを偽るために利用される商品の種類】

1. 試薬系
アロマ、お香、研究用試薬など
2. 植物粉末系
お香、観賞用標本など
3. アロマオイル系
アロマ、お香
4. ビデオヘッドクリーナー系
ビデオヘッドクリーナー、芳香剤など

※身近に販売されているこれらの商品を称して違法ドラッグが流通しています！

【画像は厚生労働省ホームページから転載】

- 肌がきれいになるよ。
- これ飲むと痩せるよ。
- 匂いを嗅ぐと頭がスッキリするよ。
- 最高の気分が味わえるよ。
- イライラがとれてスッキリするよ。



これらは麻薬に似た幻覚症状をもたらす、健康被害をもたらす他、乱用すると死にいたる場合があります。

「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気をもとう。

ポイント

インターネット上で売られている薬などの商品の中には、違法なものや違法でなくても危険なものがあります。危険なことをかくして販売されているものもあるので、十分注意しなければなりません。おもしろ半分で買ったり使ったりしないようにしましょう。

＜背 景＞

アロマオイルや芳香剤、痩身剤として、薬物と同じ症状が現れ、身体にとっても危険なものが、違法ドラッグとしてインターネット上で販売されています。自分で購入しなくても、友だちに勧められて興味本位で使い始めたり、事件事故に巻き込まれたりしてしまうおそれが高く、とても危険です。

＜事件事故の例＞

例 1 傷害罪、薬事法および麻薬取締法違反

中学校の女子生徒 2 人は、同級生がネットで購入した抗うつ剤を譲り受け、担任教諭の給食に混入した。この抗うつ剤を無許可で販売したとして、無職の女を薬事法および麻薬取締法違反の疑いで逮捕した。

例 2 麻薬、婦女暴行

自宅アパートで女子高生に催眠作用のある薬を飲み物に混ぜて飲ませ、もうろうとした女子高生に性的暴行を加えたとして、会社員の男を準婦女暴行の疑いで逮捕した。

＜指導上の留意点＞

違法ドラッグの存在と流通経路などについて理解させるとともに、薬物使用の身体への害についてもきちんと指導しておくことが大切です。

1. 口や鼻から身体に入る怪しい薬などには手を出さない。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

平成 19 年 4 月施行の改正薬事法では、「指定薬物」として扱われるものを、治療や研究目的以外で、輸入、製造、販売した場合には、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金が科せられます。

＜解説例＞

「頭がすっきりする薬だよ。」ってだれかに勧められたらみんなはどうする？

もし、これを友だちが勧めたらどうする？

本当にそんな薬があると思う？

本人は本当に信じていて勧めていても、実はその本人もだまされているかもしれないね。

インターネットなどでは、興味を引きそうなるうたい文句で、違法ドラッグという怪しい薬が販売されていることがあります。中には麻薬よりも副作用が強く、身体をこわしてしまう物もあります。身体に入る怪しい薬などには決して手を出さないように気を付けましょう。



「情報安全指導事例」 関連リンク

文化庁

<http://www.bunka.go.jp/index.html>



コピーライトワールド（著作権情報センター）

<http://www.kidscric.com/>



ネット社会の歩き方（電子商店街）

<http://www.cec.or.jp/net-walk/>



情報モラル研修教材 2005

http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/index.htm



(社)コンピュータソフトウェア著作権協会

ACCS <http://www.accsjp.or.jp>



ポリスチャンネル：ビデオライブラリー

<http://www.police-ch.jp/video/h.html>

